

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 6 年 8 月 13 日

質問者 真鶴町議会議員 2 番 加藤 龍

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	(3) 真鶴町附属機関の設置に関する条例について
	<p>真鶴町附属機関の設置に関する条例、第一条には「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関して」と冒頭にあり、地方自治法の該当部については「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」と定められています。</p> <p>ここで、以下について町に見解を問います。</p> <ul style="list-style-type: none">・附属機関の委員についての規定は地方自治法ではなく町が都度定めるものか・附属機関において、成人年齢に達していないものを委員とすることは可能か・上記に関連し、おもに成人年齢に達していない委員によって構成される附属機関を設置することは可能か <p style="text-align: right;">以上</p>

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 6 年 8 月 13 日

質問者 真鶴町議会議員 4 番 黒岩 範子

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	公共施設の統廃合に関する大枠の方針について
<p>7月22日に「議会全議員協議会」が開催され、「公共施設の統廃合に関する大枠の方針について」町長より報告がありました。以下の内容について質問いたします。</p>	
<p>① 来年4月から役場庁舎の一部機能の移転を皮切りに、順次すすめ、役場庁舎を情報センター真鶴に移転する。2027年には役場庁舎廃止、2030年前後、新・小中一貫校の竣工に合わせ、図書館機能と公民館機能を移転する。教育委員会事務局を情報センター真鶴へ移転し、町民センターを廃止するという内容です。この方針を今、立てなければならない理由は何ですか。</p>	
<p>② この方針、計画には青写真はないのですか。期限だけは決められています。現役場庁舎を大規模改修した場合は費用がどのくらいか、移転した場合はどのくらいの費用がかかるのですか。その財源はどうするのですか。</p>	
<p>③ 情報センター真鶴は帰宅困難者の避難所ですがどうなるのですか。町民センターは大雨などの災害で一時避難所等として活用されていますが、無くなればどこになるのですか。</p>	
<p>④ 人口減少となるのだから職員を減らすとか、デジタル化を進め、職員の働き方を変えていくというのがどういうことですか。町民サービ</p>	

スの低下になるのではないですか。

⑤ 議会施設はどうなるのですか

⑥ 町民文化の砦として愛され活用されてきた町民センターが無くなったら、どこがその役割を果たすのですか。

⑦ 学校建設の議論は現在進行中ですが、学校建設に、現在の町の図書館機能や町民センターがはたしてきた公民館機能をどう合わせていくのですか。

⑧ 町民にどのように知らせ、意見を聞いていくのですか

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 6 年 8 月 13 日

質問者 真鶴町議会議員 1 番 山崎 佳奈

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	教育長・町長
---------	--------

表 題	真鶴町の今後の就学前の保育・教育について
<p>真鶴町の就学前の保育・教育の更なる充実を願い一般質問をします。</p>	
<p>就学前の保育・教育のあり方は、幼稚園では「幼稚園教育要領」に、保育園では「保育所保育指針」に、認定子ども園では「認定こども園教育・保育要領」に示され、原則的に日本全国どの施設でも、子どもたちは一定の水準の保育・教育を受けることができます。</p>	
<p>この教育要領や保育指針で注目すべきことは、それぞれの施設の目的や特性による運営等の違いはありますが、そこで幼児にほどこされる保育・教育の内容「育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「ねらい及び内容」は幼稚園教育要領でも保育所保育指針でも認定子ども園教育・保育要領でも全て同じ内容になっています。</p>	
<p>このようにこれからの就学前の幼児に対する保育・教育では施設の違いを乗り越えて同様の内容が行われるものとなっており、これは今後の就学前の保育・教育を考えていく際の基本的な考え方を示していると考えます。</p>	
<p>1 今後の幼稚園経営について（教育長）</p>	
<p>学校建設準備委員会では、小中一貫校の計画の中に幼稚園・保育園を除く旨の結論が出ました。一方で、第 1 回学校建設準備委員会では幼稚園園舎は築 42 年が経過し建物の老朽化が進んでいること、長寿命化に適さないこと、2030 年代後半には更新の時期を迎えることが報告されています。</p>	

このように、新たに建設する校舎には幼稚園の計画はなく、あと15年ほどで園舎の更新が迫る状況の中、今後の幼稚園の経営をどのように進めていくのかを伺います。

2 認定こども園について（町長）

こども家庭庁では、こどもまんなか社会の実現に向けて認定こども園制度を推進しています。

真鶴町でも就学前の保育・教育のあり方の検討の視点を、子どもの立場や利用する保護者の立場に移した時、保育と教育が一体となった認定こども園を真鶴の実情に合ったタイプの認定こども園として実施することが考えられます。

このことについて町長の考えを伺います。

3 学校建設準備委員会での協議について（教育長）

第4回までの議事概要を読むと、小中一貫校から幼稚園・保育園を除くという結論を出すにあたり「今後の真鶴町の就学前の保育・教育をどのようにしていくのか」という根幹となる議論が不十分ではないかと感じました。校舎建設は真鶴町の今後50年の教育の枠組みを決めることに繋がります。そのためには、根幹となる「今後の真鶴町の就学前の保育・教育のあり方」の議論は個々の課題の結論を出す前提になるものと考えます。

「今後の就学前の保育・教育のあり方」についての議論を早急に進め、それを学校建設の計画に反映させる必要があると考えます。

教育長の考えを伺います。

一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 6 年 8 月 13 日

質問者 真鶴町議会議員 5 番 天野 雅樹

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	(2) 真鶴の産業について
<p>町長は真鶴町の産業を今後どのように推進していこうと考えていますか。主に観光業の対策についてのお考えをお聞かせください。</p> <p>また、琴ヶ浜研修センター、真鶴魚座、ケープ真鶴、お林展望公園の今後の活用方法と観光を推進するためのビジョンを伺います。</p>	

